

マザーレイク（認知症対応型共同生活介護）の運営規程

マザーレイク株式会社が開設するマザーレイク認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という）が実施する指定認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第 1 条 この事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であつて認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 事業者自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第 3 条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム マザーレイク （指定番号 2570100715）
- (2) 所在地 滋賀県大津市黒津 1 丁目 6-18

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

第1ユニット

(1) 管理者 1名

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成者 介護支援専門員 1人（常勤、介護従業者と兼務）

当該ユニットの各利用者の心身の状況を踏まえて、介護計画を作成するとともに自らも介護の提供に当たる。

(3) 介護従業者 5名以上（5人以上のうち1人は計画作成者と兼務、1人以上は常勤）を配置し、当該ユニットの各利用者に応じた介護を提供する。

なお、夜間及び深夜の時間帯（20時00分から7時30分まで）は、常時1人配置とする。

第2ユニット

(1) 管理者 1名（常勤、第1ユニットと兼務）

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成者 介護支援専門員 1人（常勤、介護従業者と兼務）

当該ユニットの各利用者の心身の状況を踏まえて、介護計画を作成するとともに自らも介護の提供に当たる。

(3) 介護従業者 5名以上（5人以上のうち1人は計画作成者と兼務、1人以上は常勤）を配置し、当該ユニットの各利用者に応じた介護を提供する。

なお、夜間及び深夜（20時00分から7時30分まで）は、常時1人配置とする。

（利用定員）

第5条 この事業所の利用定員は、18名（2ユニット）とする。

（指定認知症対応型共同生活介護の内容）

第6条 要介護者であって認知症の状態にあるものを対象に利用者3人に1人の介護職員を配置し、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

（利用料その他の費用の額）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たって、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について重要事項説明書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

3 食費・住居費等その他の費用についても重要事項説明書に記載した通りとする

(入居に当たっての留意事項)

第 8 条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業者の支援による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- (2) 利用者は、健康に留意するものとする。
- (3) 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 入所者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所（2 階応接室のベランダ）以外で火気を用いること。
- (5) 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(非常災害対策)

第 9 条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業者は、非常災害時の発生の際にその事業を継続する事が出来るよう、他の社会福祉施設と連携し、協力する事が出来る体制を構築するよう努めなければならない。

(秘密保持)

第 10 条 介護従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。

2 介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護従業者との雇用契約の内容とする。

(人権の擁護・虐待の防止)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に対して周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する人権擁護、が Y 躯体防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(暴力団排除)

第 12 条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の介護従事者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成 3 年法律第 77 号]第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。次項に於いても同じ）であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(苦情処理)

第 13 条 管理者は、提供した介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第 14 条 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

(緊急時の対応)

第 15 条 緊急を要する事態や医療保険による医療行為が必要になった場合は、速やかに家族に連絡するとともに協力医療機関と連携をとりながら適切な対応を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 介護従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 毎月定例のミーティングでの勉強会
- (3) 公的研修への参加

2 事業所は、この事業を行うため、認知症対応型共同生活介護計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。

*身体拘束を実施するにあたってはあらかじめ医師の意見、内容、理由をご家族に説明し、同意を得るものとする。

3 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、マザーレイク株式会社と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。